明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法第百七条の三第五項の国土交通省令で定める年数の特例に関する省令（国土交通八二）　二
〔告　示〕
○無線機器型式検定の合格者の名称の変更の件（総務二四一～二四三）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務二四三～二四八）　三
○国際航路標識機関条約の効力発生に関する件（外務二三三）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二三四）
○ティエス州地域中核病院拡充計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三五）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三六）　三
○セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三七）
○食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三八）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二三九、二四〇）
○緊急復旧計画（フェーズ２）のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（同二四一）　四
○緊急復旧計画（フェーズ３）のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（同二四二）
○醸造酢の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一五九〇）
○ジャム類の日本農林規格の一部を改正する件（同一五九一）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇九六）　五
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一〇九七）
○航空運送事業の基盤強化に関する方針の一部を改正する告示（同一〇九八）　五
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九
〔公　告〕　九
諸事項
官庁
有権者申出方、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○国土交通省令第八十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百七条の三第五項の規定に基づき、航空法第百七条の三第五項の国土交通省令で定める年数の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年八月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法第百七条の三第五項の国土交通省令で定める年数の特例に関する省令

令和七年二月一日を含む期間に係る航空法第百七条の三第五項の国土交通省令で定める年数は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百十九条の二第一項の規定にかかわらず、四年とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。